



広報

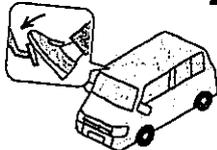
パトロール十三夜

～発行～
大和警察署
富谷交番
Tel 022-358-2029

「冬道の安全運転1・2・3運動」実施中！！

～ 12月1日から2月28日 ～

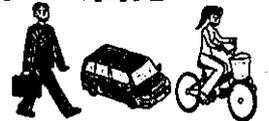
1 割のスピードダウン
速度は控えて



2 倍の車間距離
長めにとって安心



3 分早めの出発
余裕を持って出発



冬道の安全運転のポイント

- 積雪・凍結路面では、他の車両の動きに注意し防衛運転に努めましょう
- 黒く見える凍結路面（ブラックアイスバーン）に注意しましょう
- 凍結が予想される橋の上、トンネル出口、日陰部分などでは十分に減速しましょう
- 歩行者や自転車の近くでは、減速、徐行、一時停止などの運転を励行しましょう

サイバーセキュリティに関する普及啓発強化

～ サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体のセキュリティ意識の向上 ～



「サイバーセキュリティ月間」 (2月1日～3月18日)



国では、サイバーセキュリティの重要性を広く国民に知ってもらうため、「サイバーセキュリティ月間」を定め、産官学民連携による普及啓発活動を集中的に実施しています。

【サイバーセキュリティ対策9か条】

- 1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にする
- 2 パスワードは長く複雑にして、他と使い回さない
- 3 多要素認証を利用する
- 4 偽メールや偽サイトに騙されないように用心する
- 5 メール添付ファイルや本文中のリンクに注意する
- 6 スマホやPCの画面ロックを利用する
- 7 大切な情報は失う前にバックアップする
- 8 外出先では紛失・盗難・覗き見に注意
- 9 困った時はひとりで悩まず、まず相談



1割のスピードダウン 2倍の車間距離 3分早めの出発

自転車の違反に青切符が導入されます

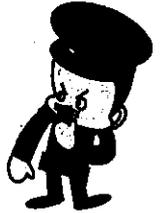
～ 令和8年4月1日施行、取締りの対象年齢は16歳以上 ～

令和8年4月1日から

自転車の違反に青切符が導入されます!

令和8年4月1日から自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取締り)が適用されます。

※交通反則通告制度とは… 運転者がした一定の交通違反について青切符が交付され、反則金を納付した場合は、刑事罰に科されない制度です。



取締りの対象年齢は16歳以上

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

【主な違反に対する反則金額】

- 携帯電話使用等(保持) 12,000円
- 一時不停止 5,000円
- 遮断踏切立入り 7,000円
- 無灯火 5,000円
- 信号無視(赤色等) 6,000円
- 並進 3,000円
- 右側通行 6,000円
- 二人乗り 3,000円
- 制動装置不良 5,000円
- ※一例を記載しています



走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、飲酒運転などの特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまでどおり刑事手続きの対象となります。

自転車でも飲酒運転は犯罪!! ながらスマホも違反!!

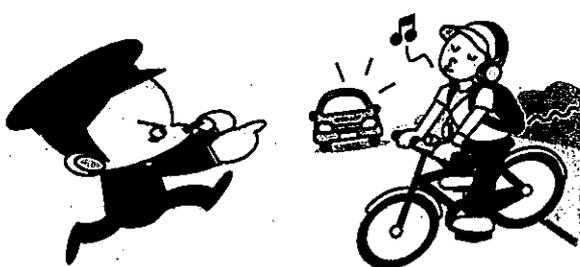


飲酒運転は、自転車も車と同様に悪質な犯罪です! 自転車運転中の「ながらスマホ」でも交通事故が起きており、自分自身だけでなく周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。

自分と大切な人の命を守るため

ヘルメットを着用しよう!

過去5年(宮城県内・令和2年から令和6年)の自転車乗車中の死傷者のうち、ヘルメットを着用していた人の割合はわずか約9.4%にすぎず、ヘルメット非着用 of 死者は20人にのぼります。



富谷交番管轄内での事件事故

(令和7年12月16日～令和7年1月15日現在)

- 刑法犯(窃盗等) 3件(前年比 +2件)
- 物損交通事故 30件(前年比 -19件)
- 人身交通事故 5件(前年比 -1件)

自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～